

# 環境メールマガジン (第44号)

発行日 : 令和6年11月11日  
発行元 : 野洲市環境経済部環境課  
「野洲市事業所環境保全推進事業」  
電話 : 077-587-6003

野洲市では、平成21年度より「野洲市事業所環境保全推進事業」を推進しています。

この事業の一環として、市内事業所の環境担当者が、環境関連法令の制定・改正や環境管理の技術等を勉強されて、環境関連法令の遵守と事業所周辺の環境保全に積極的に取り組んでいただくことを目的に「環境研修会」を開催したり、「環境メールマガジン」を年2回発行して、環境担当者のレベルアップに寄与できるよう努めています。本号では、最近の法改正特に、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等の改正について紹介します。

不明な点がございましたら、市役所環境課までお問い合わせください。

## 1. 水質汚濁防止法の改正

### (1) 生活環境項目の排出基準

大腸菌群数 → 大腸菌数 800CFU/mL (但し、令和7年4月1日施行予定)

### (2) 指定物質の追加(4物質)・・・令和5年2月より

57番: 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

58番: アニリン

59番: ペルフルオロオクタンズルホン酸(PFOS)

60番: ペルフルオロオクタン酸(PFOA)

本環境メールマガジンの末尾に、環境省のPFASに関するパンフレットを記載しています。

・環境省の下記の資料についてはURLを検索してください。

[「PFOS、PFOAに関するQ&A集」及び「PFASに関する今後の対応の方向性」等について](#)

[https://www.env.go.jp/press/press\\_01977.html](https://www.env.go.jp/press/press_01977.html)

### (3) 地下水浄化基準値の変更・・・令和6年4月1日施行

六価クロム(0.05mg/L) → 0.02mg/L

### (4) 地下浸透禁止有害物質の濃度基準・・・令和6年4月1日施行

六価クロム(0.04mg/L) → 0.01mg/L

## 2. 大気汚染防止法

(1) 水銀の規制、石綿の規制に伴い、両者の排出規制が謳われた。

(a) 石綿に関する規制(解体・改修工事に関する規制):

末尾に国のパンフレットを添付しています

① 定義等(法第2条)

i) 特定建築材料: 吹き付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする

- ii) 特定工事 : 特定粉じん排出作業等を伴う建築工事をいう
- ② 特定粉じん排出作業の作業基準に関する規制 (18条の14)
  - i) 特定粉じんの種類、特定建築物材料の種類及び特定粉じん排出作業の種類ごとに特定粉じん排出作業の方法に関する基準として環境省令で定められている。
- ③ 解体工事に係る調査及び説明等に関する規制 (18条の15)
  - 事前調査結果の報告が必要な工事
    - i) 建築物の解体作業を伴う建設工事で、当該作業の対象となる以下面積の合計が80m<sup>2</sup>以上であるもの
    - ii) 解体・補修工事を伴う建設工事で、当該作業の請負金額の合計が100万円以上であるもの
    - iii) 解体等工事の石綿事前調査には有資格者が必要 (令和5年10月1日施行)
      - ・一般建築物石綿含有建材調査者
      - ・特定建築物石綿含有建材調査者
      - ・一戸建て等赤面含有建材調査者
- ④ 特定粉じん排出作業の結果の報告に関する規制 (18条の23)
  - 作業記録の保存が義務化されました (3年間保管)
- ⑤ 知事の権限に関する規制 (18条の21)
- ⑥ 罰則規定・・6月以下の懲役または50万円以下の罰金

(b) 水銀に関する規制

- ① 水俣条約の対象施設と大気汚染防止法の水銀施設及び要件 (規則別表三の三)
- ② 水銀排出施設からの排ガス中の水銀濃度の測定頻度の規制
 

・ 排出ガス量が 4万Nm <sup>3</sup> /h以上の施設	4ヶ月を超えない作業期間ごとに1回
・ 排出ガス量が 4万Nm <sup>3</sup> /h未満の施設	6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回
・ もっぱら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
・ もっぱら廃鉛電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

(2) ボイラーの要件の変更・・令和4年10月1日施行

- ① ボイラーの規模要件 電熱面積10m<sup>2</sup>以上の要件は除外
- ② バーナーの燃焼能力 → 燃焼能力 (バーナーという要件が外された)
  - バーナーを持たないボイラー (例: バイオマスボイラーや木くず、紙、廃タイヤ等を燃料にして水蒸気や温水を生成する熱源装置等) にも適用される

3. その他の法律

- (1) PRTR法: 環境メールマガジン43号に詳しく説明しています。
- (2) 振動規制法: 一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものは規制対象外となった。(スクリー式圧縮機): 令和4年5月24日付け環境省告示第52号
- (3) 土壤汚染対策法: 規制対象物質 (特定有害物質) の規制値が一部厳しくなっています。

(令和3年4月1日施行)

トリクロロエチレン: 土壤溶出基準 (地下水摂取リスク) 0.03mg/L → 0.01mg/L

カドミウム及びその化合物: 土壤含有量基準 (地下水摂取リスク) 0.01mg/L 以下  
→ 0.003mg/L 以下

土壤汚染対策補施行規則 別表第2

土カドミウム及びその化合物: 壤含有量基準 (直接摂取リスク) 150mg/Kg 以下  
→ 45mg/kg 以下

4. 「ネットゼロフォーラムしが」のご案内

(1) 分科会 A: 自社から排出される温室効果ガス排出量の見える化

11月15日(金)、12月19日(木)に開催されます。

(2) 分科会 B: 商品・サービスのライフサイクル全体から排出される温室効果ガス排出量の見える化

11月19日(火)、12月20日(金)に開催されます。

詳細は野洲市市役所ホームページのトピックスに掲載しています。

[\(案内\)令和 6 年度ネットゼロフォーラムしが「見える化」分科会／野洲市ホームページ](#)

# PFAS に関する環境省パンフレット



2024年8月

## PFOS・PFOA とは？

### 「有機フッ素化合物（PFAS）」の一種です

- 2000年代はじめごろまで、さまざまな工業で利用されました  
私たちの身の回りの製品を作る際にも使われていました
- 2009年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から、  
国際的に規制が進み、現在では、日本を含む多くの国で  
製造・輸入等が禁止されています
- 日本国内でも、新たに作られることは原則ありませんが、  
分解されにくい性質があるため、今も環境中に残っています

#### 正式名称と主な用途

PFOS  
ペルフルオロオクタンスルホン酸  
(Perfluorooctane sulfonic acid)

主な用途 メッキ処理剤、発泡火薬剤 など

PFOA  
ペルフルオロオクタノ酸  
(Perfluorooctanoic acid)

主な用途 撥水剤、界面活性剤 など

- 環境省や自治体が、  
河川等のPFOS・  
PFOA濃度を測定※  
公表しています  
※ 2009年より測定を実施



- 測定結果によると、  
環境中のPFOS・PFOAは、  
少しずつ減っています



- 環境省では、2020年に水道水や環境中の水の目標値を定め、  
飲み水からの摂取を防ぐ取組を進めています
- 2024年6月には、食品安全委員会が健康影響について  
包括的に評価を行い、その結果を公表しました
- これを踏まえつつ、環境省では、安全・安心のための  
取組を引き続き進めます



詳しい情報・最新の情報は [環境省 PFAS](#) で検索し、環境省HPをご覧ください

お住まいの地域の状況は、お住まいの都道府県等の水環境担当、地元の水道局等にお問い合わせください



2024年8月

PFOS・PFOA

## PFOS・PFOA

### 暮らしの中の Q&A

“フッ素コーティング製品”に  
使われている？

使われていません

PFOS・PFOA以外の  
フッ素化合物が  
使われています



※ フライパン等の撥水・撥油加工に用いられるフッ素樹脂の  
製造の際にPFOAが使われていましたが、今は使われていません  
(注: 製造だけでなく、企業独自の取り組みにより、使用後もこれらも)

体に入ったらどうなる？

体外へ排泄されて徐々に減ります



体に入った量が  
平均に減るまでの期間は  
PFOSでは平均 5.7年、  
PFOAでは平均 3.2年と  
報告されています

※ 排出されます

水道の水は大丈夫？

水道事業者(自治体の水道局)等が  
水道水中の目標値※を超えないよう  
取り組みを進めています



※ 1リットルあたり 50 ナガヅ  
毎日2リットルを一生飲み続けても  
健康への悪影響が生じないと  
考えられるレベル

目標値を超えた水を  
飲んだけれど大丈夫？

まだ、わからないことが多いため、  
PFOS・PFOAの健康への影響について  
調査や研究が進められています

目標値を超えていた地域の健康調査に  
ついて、他の地域との相対的な傾向の  
違いは出ていません  
また、飲料水による個人の健康被害は  
国内で確認されていません



水だけでなく、食べ物？ 普通に生活していて大丈夫？

食品の安全性を科学的に評価する国の機関である食品安全委員会は、  
「通常の一般的な食生活では、著しい健康影響が生じる状況にはない」と評価しています  
「現時点の情報は不足しているものの、通常の一般的な国民の食生活(飲水を含む)から食品を通じて摂取される  
程度のPFOS及びPFOAによっては、著しい健康影響が生じる状況にはないものと考えられる。」(2024年6月)

詳しい情報・最新の情報は [環境省 PFAS](#) で検索し、環境省HPをご覧ください

お住まいの地域の状況は、お住まいの都道府県等の水環境担当、地元の水道局等にお問い合わせください



# 建築物の解体・改修時の石綿対策パンフレット(1)

ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

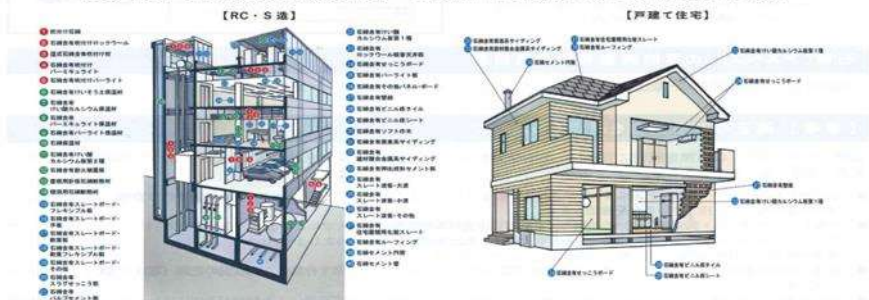
## 石綿対策は「皆さま」に関わる問題です

ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修工事を行う際は、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！

### 石綿（アスベスト）とは

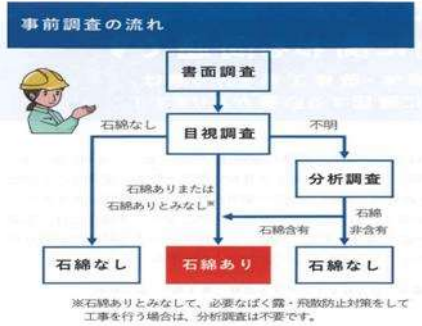
石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があります。2006年（平成18年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。こうしたことから、ビルやマンション（RC造、S造）、戸建て住宅などの建築物等の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、**工事の発注者となる建築物等のオーナーなどの皆さまも**、飛散した石綿を吸入する可能性があります。そのため、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を行っていただく必要があります。

### アスベスト含有建材の使用部位例 国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」より引用



建築物等の解体・改修工事の発注者となる方（オーナーなど）は、工事の施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要「石綿障害予防規則又は大気汚染防止法」
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供し、施工業者に提供される等の配慮をすること</li> <li>■ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること</li> </ul>
費用負担および工事への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるように配慮すること</li> </ul>
特定じん排出等作業の届け出	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が地方公共団体へ作業実施届出書を提出すること</li> </ul>



### 石綿総合情報ポータルサイト 解体・改修工事の発注者向けページ

石綿に関する情報は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

**石綿（アスベスト）の事前調査費用の項目例**

・書面調査 ・現地調査 ・裏面確認調査 ・分析調査 ・総合調査報告書 ・諸経費（交通費他）

**【参考】適正な工事業者を選定するために**

石綿（アスベスト）の有無を適切に調査し、適法な工事を行う工事の施工業者を選ぶため、以下のような事項を工事の施工業者に確認することも重要です。

- 仮見積りの段階で、石綿（アスベスト）調査費用が計上されていることや、石綿（アスベスト）の調査を行う資格（建築物石綿含有建材調査者など）を持っているかを確認します。
- 見積もり（アスベスト調査結果）の段階で、石綿事前調査結果報告書の提出を求めましょう。石綿含有吹付け材（レベル1）、保温材等（レベル2）がある場合には、労働基準監督署に提出した計画書の写しを求めましょう。※発注者は、これとは別に、自治体への作業実施届出が必要です。
- 解体・改修工事後、石綿（アスベスト）飛散防止措置が適切にとられたことを示す作業の実施状況の記録（写真を含む）の提出を求めましょう。
- 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、発注者は写真の撮影を許可する等の配慮を行います。

**【参考】吹付け石綿（アスベスト）への対応について**

建築基準法では、建築物の最低限の安全性を確保するため、吹付け石綿等について、増築等の改修時における除去または飛散防止措置の実施を義務付けています。この吹付け石綿等が施工されている建築物は解体・改修等の機会によらず、速やかに対策を行うことを推奨します。

**建築基準法において規制対象とする吹付け石綿**

建築基準法においては、建築物の最低限の安全性を確保するため、吹付け石綿等について、増築等の改修時における除去または飛散防止措置の実施を義務付けています。この吹付け石綿等が施工されている建築物は解体・改修等の機会によらず、速やかに対策を行うことを推奨します。

建築基準法において規制対象とする吹付け石綿等がある建築物に対しては、地方公共団体が調査および除去等の費用の一部を補助している場合がありますので、お近くの地方公共団体にご相談ください。

吹付けアスベスト（鉄骨材の耐火被覆）

アスベスト含有吹付けロックウール（鉄骨材の耐火被覆）



# 建築物の解体・改修時の石綿対策パンフレット(2)

建設・解体工事業者等の皆様へ

滋賀労働局、滋賀県、大津市より  
**重要なお知らせ**

令和5年10月1日から  
すべての建築物の解体・改修工事において  
**石綿事前調査は  
有資格者が実施する必要があります!!**



【改正石綿障害予防規則(石綿則)および改正大気汚染防止法(大防法)関連】

## ＜規制強化の内容(主なもの)と施行日＞

	令和3年4月1日施行	令和4年4月1日施行	令和5年10月1日施行
共通	・事前調査 <sup>※1</sup> 方法の法定化等 ・作業基準 <sup>※2</sup> の強化 ・作業記録等の作成・保存等の義務化	・事前調査結果の行政への報告等を義務化(石綿事前調査結果報告システムによる報告) ・事前調査結果報告の義務違反に対する罰則	・有資格者 <sup>※3</sup> による事前調査の実施を義務化
石綿則(労働安全衛生法)	・計画届の提出をレベル2建材まで拡大 <sup>※4</sup> など		
大防法		・石綿含有成形板等(レベル3建材)が規制対象に追加 <sup>※5</sup> ・作業基準等違反に対する罰則の強化 <sup>※6</sup>	

今回のお知らせはこの部分

令和3年、令和4年施行分のお知らせは、こちらをご覧ください。→



- ※1: 事前調査は、改正以前から石綿(アスベスト)の有無に係らず全ての解体等工事で必要
- ※2: 石綿則においては、令和2年10月より一部施行(石綿含有けい酸カルシウム板第1種、成形板等)
- ※3: 建築物石綿含有建材調査者等
- ※4: 大防法においては、従前から届出義務有り
- ※5: 作業基準が適用(石綿則においては、従前から規定有り)
- ※6: 直接罰の創設等(石綿則においては、従前から規定有り)

## 事前調査を行うことができる有資格者(令和5年10月1日以降) <sup>7~10</sup>

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)

- “石綿作業主任者”は有資格者に含まれません。
- 事前調査結果の行政への報告には、調査した“有資格者の氏名”の記載が必要になります。
- 特定調査者と一般調査者は、全ての建築物の事前調査を行うことができます。
- 一戸建て等調査者は、一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部に限り事前調査を行うことができます。
- ・上記①~③以外に、令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者は「同等以上の能力を有すると認められる者」として事前調査を行うことができます。
- ・事前調査における分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省告示第277号)が実施する必要があります。

## 建築物石綿含有建材調査者の資格の取得について

資格を取得するためには、一定の受講資格を有する方が、厚生労働省が定める登録講習機関の実施する種別に応じた講習を受講し、修了する必要があります。

### 受講資格について

	学 歴 等	実務経験年数
1	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数2年以上
2	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	卒業後の建築に関する実務経験年数3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	卒業後の建築に関する実務経験年数4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数7年以上
5	「1~4」に該当しない者(学歴不問)	建築に関する実務経験年数11年以上
6	労働安全衛生法による特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	建築物石綿含有建材調査に関する実務経験年数5年以上
7	第一種作業環境測定士または第二種作業環境測定士	実務経験年数不問

・特定調査者の受講資格は、上記の受講資格を有するか、既に一般調査者であることに加え、建築物石綿含有建材調査に関する実務経験が必要となる場合がありますので、詳細は登録講習機関に御確認ください。

### 講習内容について

種 別	講習内容
① 特定調査者	講義(11時間)、実地研修、筆記試験、口述試験
② 一般調査者	講義(11時間)、筆記試験
③ 一戸建て等調査者	講義(7時間)、筆記試験

・講習の日程や費用等については各登録講習機関のホームページから御確認ください。  
・このほか、県外や全国の会場で講習を開催する登録講習機関があります。

### 滋賀県内の登録講習機関 <sup>(令和4年12月現在)</sup>

- ★公益社団法人 滋賀労働基準協会  
(〒520-0806 大津市打出浜13-15 豊川ビル4F)  
TEL: 077-522-1786 FAX: 077-522-1453  
HP: <https://shigarouki.or.jp>
- ★建設労働災害防止協会 滋賀県支部  
(〒520-0801 大津市おの浜1丁目1-18)  
TEL: 077-522-3232 FAX: 077-522-7743  
HP: <https://yumeken.or.jp/kensaibou/>

★最新の講習会情報や改正石綿障害予防規則に関する情報は、厚生労働省石綿総合ポータルサイトから御確認ください。  
(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>)



★改正大気汚染防止法に関する情報は、滋賀県ホームページから御確認ください。  
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyosha/315325.html>)



- ※7: 事前調査を適切に実施するため、義務化以前においても、有資格者が事前調査を行うことが望ましいです。
- ※8: 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以降に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、事前調査は必要ですが、有資格者によるものはありません。
- ※9: 自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く)が、建築物の改造または補修の作業であって、床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等、排出され、または飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。
- ※10: 工作物の解体等工事は有資格者による事前調査の義務化の対象ではありません。

お問い合わせ先

作業を実施する地域	大気汚染防止法	石綿障害予防規則 労働安全衛生法
大津市	大津市役所 環境政策課 077-528-2735	労働安全衛生法 大津労働基準監督署 077-522-6678
草津市、守山市、栗東市、野洲市	滋賀県南東部環境事務所 077-567-5444	
高槻市	滋賀県高島環境事務所 0740-22-6066	
湖南市、甲賀市	滋賀県中野環境事務所 0748-63-6134	東近江労働基準監督署 0748-41-3366
近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	滋賀県東近江環境事務所 0748-22-7758	
彦根市、甲良町、豊郷町、多賀町、虎丘町	滋賀県湖東環境事務所 0749-27-2255	彦根労働基準監督署 0749-22-0654
長浜市、米原市	滋賀県湖北環境事務所 0749-65-6650	滋賀労働局健康安全課 077-522-6650
全般事項について	滋賀県庁 環境政策課 077-528-3357	

計画的な有資格者の育成をお願いします!



令和4年12月作成